

プレス・リリース

バーゼル銀行監督委員会
2004年1月15日

バーゼル に向けた継続的な進展

バーゼル銀行監督委員会は、昨年10月にマドリッドで定めた予定に従って、銀行の自己資本に関する国際合意の改訂作業を引き続き進展させている。当委員会は、本日バーゼルで開催された会合において、2004年央の目標に向けて、残された論点の進展状況を検討し、主要事項について決定を行った。

パブリック・コメントは信用関連損失に関する当委員会の提案を支持

当委員会は2003年10月、期待信用損失と非期待信用損失にかかる自己資本規制上の取扱いを見直す提案を行った。本提案に対しては、金融機関・業界団体等から52のコメントが寄せられた。コメントは、当委員会が示した提案を概ね支持し、これによって、規制上の自己資本が先進的な銀行の用いる経済資本のモデリング・プロセスを裏付ける考え方により近づくことに賛同している。当委員会は、これらのコメントは新合意の質を高めることに寄与すると考える。

当委員会は、10月に行った提案を実施するために必要となる具体的な修正を決定し、近く公表する。当委員会はまた、余剰引当の認識に関する上限は自己資本の補完的項目(Tier2)を基礎とするべきではないという業界のコメントに同意し、当該上限を信用リスクアセットの一定比率(今後決定)に代えることを決定した。

証券化エクスポージャーの取扱いに関する大幅な進展

当委員会は、新合意に関する第三次市中協議文書(CP3)へのパブリック・コメントに応じて、証券化関連エクスポージャーの取扱いを簡素化し、より業界実務に近いものとするについて合意した。新しい取扱いにおいては、銀行は自らの内部評価を外部信用格付にマッピングすることによって、資産担保コマーシャル・ペーパー導管(asset-backed commercial paper conduits)に対する無格付のエクスポージャー(主として流動性ファシリティ)に適用するリスクウェイトを導出することが認められる。また、無格付の証券化エクスポージャーに係る所要自己資本を算定する手法として、より簡素な「当局が設定する

関数式 (Supervisory Formula)」の利用が可能となる。また、オリジネーターとなる銀行、投資家となる銀行ともに、格付を有する証券化エクスポージャーに対して「格付準拠方式 (RBA)」を等しく用いることが認められる。更に当委員会は、ポジションに付随するリスクの水準により近いものとするため、RBA のリスクウェイトの水準調整を行った。

修正の要点は「付 A」に述べられている。当委員会はまた、証券化に関する提案の修正点を明示した、より詳細なテクニカル・ノートを近く公表する。

更に、以下の分野においても進展がみられた。

信用リスク削減および関連事項における進捗

当委員会は、業界のコメントに応じて、信用リスク削減手法の認識ルールを改善することについて合意した。当委員会はまた、信用リスク削減の取扱いは業界の実務、特にダブル・デフォルトの効果に係るものを反映するために進化し続けるべきであることを認識している。当委員会は、ダブル・デフォルトの効果を確認する必要性を認めるが、その解決策を決定するに先立って、計測をはじめ全ての側面への影響を検討することが不可欠である。当委員会は新合意の実施以前に、健全性の観点から妥当な解決策を可能な限り迅速に案出することを企図しつつ、引き続き本件について作業を行う。

当委員会は、本作業と並行して、証券監督者国際機構 (IOSCO) と協力のうえ、カウンターパーティー・リスクおよびトレーディング勘定に関連する論点を検討していくこととしている。

第二の柱の実施に関する明確化

当委員会は、銀行業界との間で行った最近の協議に照らし、自己資本に関する監督上の検証、すなわち新合意の「第二の柱」の実施について明確化のための説明を行うことについて合意した。説明は、本プレス・リリースに「付 B」として添付されている。

母国当局・現地当局間の協力

当委員会の新 BIS 規制実施作業部会 (AIG) は、2003 年 8 月に公表した原則 (「新 BIS 規制のクロスボーダー実施に関する基本原則」) に則って、実例に基づく幾

つかのケース・スタディを行っている。本作業は、当委員会のメンバーである当局がクロスボーダー実施の実務的な側面を理解するうえで大きな助けとなっている。

当委員会は、オペレーショナル・リスクの先進的計測手法（AMA）をクロスボーダーで実施する際の原則について合意した。これらの原則は、多国籍銀行グループ内の国際的に活動する重要な機関が十分な自己資本水準を維持し、健全なリスク管理を行う必要性和、当該グループ内で実務的に AMA を適用する必要性の双方を満足させるものである。本提案の詳細および関連する原則は近く公表される。

スケジュール

各作業部会は、残された論点について、2004年5月に開催される当委員会の次回会合において提案を行い、それを踏まえ、当委員会は、所要自己資本の水準調整の問題についても併せて検討する。これにより、当委員会は2004年央の目標どおりに新規制案の文書を公表することが可能になり、当該文書は、国内実施のプロセスおよび業界の準備作業を進めるための堅固な基盤となる。当委員会は、2003年10月のプレス・リリースにおいて公表した決定に従い、新合意の実施に先立って所要自己資本の水準調整を再度評価する。

当委員会は、銀行システム内の所要自己資本総額をほぼ現在の水準に維持するという目標を再確認した。当委員会は、より先進的な手法を採用するインセンティブを設けつつ、より単純な手法における所要自己資本総額を現行ルールにおけるものとほぼ同様とすることを意図している。更に、当委員会は、合意が常にリスクの測定と管理に関するベスト・プラクティスに即したものであり続けるよう、継続的に作業を行う。

証券化の枠組に関する決定の概要

当委員会は、CP3 に関して業界から提起されたコメントに基づき、証券化エクスポージャーに対する内部格付 (IRB) 手法に幾つかの修正を加えた。市中協議の過程では、業界から、証券化に関する提案が過度に複雑であること、また同提案の実施に際しては実務的な負担が大きくなる惧れがあることについて懸念が表明された。今回の修正は、こうした業界の懸念に対処するために当委員会が 2003 年 10 月のマドリッド会合において行った決定に基づくものである。更に業界のコメントにおいては、証券化の枠組における諸提案の間の整合性を高める必要性も強調されていた。当委員会が行った検討の内容、および証券化の枠組の修正案については、より詳細な説明が近日公表される予定である。

無格付エクスポージャーの取扱い

CP3 に述べられている「当局が設定する関数式 (supervisory formula < SF >)」は、資産担保コマーシャル・ペーパー導管 (asset-backed commercial paper < ABCP > conduits) 向けエクスポージャーを含む無格付エクスポージャーの取扱いを定めるために考案された手法である。SF に対する業界の当初の反応は、その複雑性と、計算上の事務負担に集中した。更に業界は、SF と、銀行が現在行っているリスク管理実務との整合性についても疑問を呈した。当委員会は、これらのコメントを評価し、自らも追加的な分析を行ったうえで、CP3 に記載された SF 提案に代わるものとして以下の選択肢を採用すること、および K_{IRB} 、すなわち、当該資産が証券化されなかった場合に賦課される所要自己資本の計算に修正を加える所存である。

1. 内部評価手法 (Internal Assessments Approach) の導入

当委員会は、銀行 (第三者銀行を含む) が ABCP 導管に提供した流動性ファシリティおよび信用補完に対する所要自己資本を算定するにあたって、銀行自身の内部評価手法 (IAA) を導入する所存である。IAA の使用が認められるのは、ABCP 導管に対するエクスポージャーで、当初の内部格付が投資適格相当以上のものに限定される。IAA は、こうした限定的な適用範囲を超えて利用することは

できない。IAA は、銀行が ABCP 導管に対して有するエクスポージャーについて、規制上の所要自己資本を銀行内部のリスク管理実務に近付けることにより、当該エクスポージャーの取扱いを簡素化するものである。銀行は、一連の運用基準に従って、これらのエクスポージャーを内部評価する。内部評価は、当該導管により購入された資産の種類に対し格付機関が適用している基準に基づいて行われる。こうした基準には、特定の格付を取得するために必要な、セラーが提供する信用補完の水準も含まれる。当該エクスポージャーの想定元本には、このような内部評価と同等な外部格付に対応する格付準拠方式（RBA）のリスクウェイトが適用される。

2. 「当局が設定する関数式」の簡素化

当委員会は、IAA の導入に加えて、CP3 に提示されている SF を簡素化したものを、ABCP 導管に提供されている流動性ファシリティや信用補完を含む全ての無格付エクスポージャーに適用可能とすることも検討している。簡素化された SF は、銀行が有する 4 つの入力情報に基づく。すなわち、当該資産が証券化されなかった場合の所要自己資本（ $K_{IRB} < CP3$ における定義と同様に期待損失と非期待損失の和）、特定のポジションに係る信用補完の度合い（ L ）、当該エクスポージャーの厚み（ T ）および 原資産プール内のエクスポージャーの実効的な個数（ N ）である。CP3 上の SF とは異なり、簡素化された SF においては、2 つのプールの K_{IRB} が同一である場合、エクスポージャーの加重平均 LGD が異なっても所要自己資本は同一となる。よって、加重平均 LGD は簡素化された SF の入力情報にはなっていない。本手法の詳細については、近日公表される証券化の枠組の見直しに関するテクニカル・ペーパーにおいて説明される。

当委員会は 2003 年 10 月のプレスリリースにおいて、SF に代えて、より簡素な手法を導入する計画を公表したが、一部の業界関係者から、より簡素な手法による代替を支持しないとの意見が寄せられている。当委員会は、そうした考え方が広範に存在するものか否かについて関心を抱いている。

3. K_{IRB} の計算におけるトップダウン手法の修正

CP3 に概説されている「トップダウン」IRB 手法の対象となる証券化エクスポージャーにつき、SF の入力情報のひとつである K_{IRB} を計算することが可能であるか否かについて市場参加者は懸念を表明した。銀行は、期待損失の推計値を信頼性のある方法で PD と LGD に分解することは困難であることを示唆した。その結果、CP3 に基づき銀行は当該エクスポージャーに 100% の LGD を適用するこ

となる。業界では、希薄化リスクの保守的な取扱いと相俟って、トップダウン手法における所要自己資本は不当に厳しくなると考えられていた。

当委員会は現在、ABCP 導管に対するエクスポージャーをはじめとする証券化エクスポージャーに関して、銀行が自ら推計した LGD を用いることを認める際の運用基準を緩和することを検討している。当委員会は証券化作業部会に対し、必要に応じ IAA 利用の際の運用基準との整合性を大筋において保ちつつ、より柔軟な基準を考案するよう求めた。当委員会はまた、希薄化リスクと倒産リスク双方に対して資本を賦課することは、リスクを二重に勘案している可能性があると認識している。当委員会はこの問題を解決すべく検討中である。上記の簡素化措置により、銀行は多くのポジションについて K_{IRB} を計算することができるようになり、また、SF の下で所要自己資本を算出する際に一部のエクスポージャーに対して当局が設定した保守性の高い前提を適用することを求められる事態を回避し易くなる。

証券化の枠組内における整合性

当委員会は、証券化の枠組内における整合性を高める必要があるとの批判に応える努力を行った。

1．簡素化されたSF

簡素化された SF は、CP3 に記載されている関数式に比べて保守性の高い前提に基づいている。これは、SF および RBA それぞれの裏付けとなる分析モデルをより緊密に結びつけるためである。上記のとおり、当委員会は一部の市場参加者が当初の SF を維持したいと考えていることを承知している。ただ当初の SF を維持する場合は、整合性を保つため、簡素化された SF に織り込まれたものと同様の修正を加えるべきか否かという問題が必然的に生じ得る。そうした修正のひとつとして、CP3 上の関数式に含まれている所謂 (タウ) パラメーターを引き下げることが考えられる。

2．オリジネーターとなる銀行と投資家となる銀行を同様に扱うこと

当委員会はまた、オリジネーターおよび投資家の証券化ポジションの取扱いの違いを解消することにより、IRB における証券化の枠組内部の整合性を高めることを決定した。CP3 では、オリジネーターとなる銀行は(外部格付を取得して

いるか否かを問わず) K_{IRB} 以下の全ポジションを自己資本から控除することを求められている。当委員会が採用した修正の下では、オリジネーターは、 K_{IRB} 迄のポジションに付与されている外部格付を「BB-」格相当まで考慮することが認められる。この取扱いは、「外部格付の優先適用 (external rating override)」とも呼ぶことができる。なお、オリジネーターとなる銀行の最大所要自己資本額に設定された上限は維持される。

既に述べたとおり、上述の修正は、「あるポジションに伴うリスクは当該ポジションの保有者が誰であるかに左右されない」という業界のコメントに応えたものである。証券化ポジションが外部格付を取得している場合、もしくは IAA の適用対象となっている場合は、ポジションに付随するリスクに関する市場のシグナルとして外部格付の重要性は高い。当委員会は本修正によってこの点を再確認した。当委員会は、本修正により IRB における証券化の枠組が大幅に簡素化されると考える。

外部格付を有する証券化ポジションの取扱い

当委員会は、業界の意見に応じて RBA を修正し、これらのリスクウェイトを証券化エクスポージャーに付随するリスクの水準により良く合致したものとすることについて合意した。CP3 に述べたとおり、RBA は外部格付を取得しているポジションおよび推定格付が付与されるポジションに適用される。さらに本修正の結果、RBA は、IAA により所要自己資本を算定する際に内部評価をマッピングするためにも用いられることになる。

1. 優先性の重視

RBA に対する一つ目の修正は、エクスポージャーに最も低いリスクウェイト (CP3 に示されている RBA リスクウェイト表中の一番左側の列) を適用する際に重視する概念を「(トランシェの) 厚み」から「優先性」に移すことである。寄せられたコメントでは、RBA の枠組は、優遇リスクウェイトの適用対象を優先トランシェに拡大することによって、リスク感応度に殆ど、ないし全く影響を与えずに簡素化することができるとされていた。このことは当委員会が行った分析によっても確認された。この結果、当委員会が上記の趣旨に沿った修正を決定したことによって、最も低いリスクウェイトが適用されるエクスポージャーの範囲は拡大することになる。

2. 高格付ポジションのリスク感応度の向上

当委員会は、低い RBA リスクウェイトを適用する基準の定義を修正することに加え、優遇リスクウェイトの一部を更に変更する所存である（下表中の太字部分）。

RBA リスクウェイトの修正案

外部格付（例）	優先トランシェおよび IAA 適格エクスポージャーに適用されるリスクウェイト	基準リスクウェイト	グラニュラリティの低い資産プールを原資産とするトランシェのリスクウェイト
Aaa	7%	12%	20%
Aa	8%	15%	25%
A1	10%	18%	35%
A2	12%	20%	
A3	20%	35%	
Baa1	35%	50%	50%
Baa2	60%	75%	75%
Baa3	100%	100%	100%
Ba1	250%	250%	250%
Ba2	425%	425%	425%
Ba3	650%	650%	650%
Ba3 未満および無格付	自己資本控除	自己資本控除	自己資本控除

当委員会はまた、RBA リスクウェイトを原資産の種類別に設定して欲しいという業界の要望をも検討した。追加的な分析を行った結果、当委員会は、そうした変更はリスク感応度を大幅に高めることにつながらないと考えてに至った。

その他の考慮事項

当委員会は、証券化の本質は銀行が信用エクスポージャーの持分もしくは（and/or）リスクを他の参加者に移転することにあると認識している。この観点に立つと、証券化はより適切なリスクの分散と金融安定の強化に寄与するという重要な役割を果たしている。証券化の枠組および同枠組の下で算定されるオリジネーターとなる銀行の所要自己資本は、信用リスクを十分に移転する手段として証券化が用いられることを前提としている。監督当局は、実態がこの

前提に合致していることを確認するため、証券化取引を監視する手段を検討中である。監督当局は、CP3 に述べられているとおり、証券化取引の自己資本規制上の取扱いが適切に適用されていることを確認する検証プロセスの一環として、各々の取引の経済的実態に照らして証券化取引を評価する。

監督上の検証プロセス(第二の柱)の実施に関する 当委員会の現時点における考え方

新合意の第二の柱は、適切な銀行自己資本を維持するうえで、監督当局が果たす重要な役割を認識するものである。バーゼル委員会は、法令上の制度が国により異なるため、第二の柱を各国で実施する際は適度な柔軟性を維持する必要があることを認識している。このため、当委員会は、この分野において過度に詳細なガイダンスを提供することを拒んできた。その代わりに、当委員会は、第二の柱を統合的に実施することを促すため、監督当局間における監督実務に関する情報共有、および銀行と監督当局の間の建設的な対話を組み合わせることが必要である旨強調してきた。しかし、業界からは、第二の柱が意味するところを誤解していると窺わせるコメントが当委員会メンバーに寄せられ続けている。例えば、第二の柱は、個々の銀行の置かれている状況を勘案してというよりは、むしろ規制上の一般的な所要自己資本として、追加的な自己資本を自動的に賦課する制度に傾きつつある、といった考え方である。当委員会は、以下の諸点について、現時点での考え方を明確にしておきたい。

第二の柱を創設するにあたって当委員会が意図したことは、国際的に活動する銀行に対し、実際に保有する自己資本の水準を決定するプロセスをより堅固なものとするよう促し支援すること、および、このプロセスをこれまで以上に重点的な監督上の検証の対象とすることにあつた。第二の柱では、その第一の原則、および幾つかのより特定のリスクに関する記述の中で、各々の状況を考慮してこうした評価を行う第一義的責任が銀行に存することを明らかにしている。CP3では、金利リスクや与信集中リスク等、第二の柱の下で特定のリスクが認定される多くの場合、それらのリスクを自己資本充実度の評価に織り込む責任を負うのは銀行自身である旨明確に述べているとともに、銀行が考慮すべき側面について基本的なガイダンスを示している。そのうえで、第二の柱は監督当局に対し、監督当局自身が銀行のアプローチの適切性および銀行の自己資本の妥当性に納得することを求め、何らかの懸念を抱いた場合は様々な措置を講じる責務を課している。

第一の柱と第二の柱は関連はしているものの、当委員会は、両者の明確な違

いを認識している。当委員会は、この区別を十分踏まえたうえで、幾つかのより特定の要素を第二の柱で取り扱うことを決定した。第一の柱は一貫して規制上の最低所要自己資本を取り扱ってきた。第二の柱は意図的に異なるかたちで提示されている。例えば、第二の柱は、所要自己資本額に対する定式的な特定の追加を一律に**要求**するものとして記述されてはいないし、そうしたことは意図されてもいない。第二の柱はそうしたアプローチを求めている。また、第二の柱は、自己資本合意に述べられている諸要素のそれぞれに対して自動的に追加所要自己資本を課すことも明示的に求めている。一方、第二の柱は、銀行は第一の柱に含まれていないリスクにも直面すること、および、多くの銀行が第一の柱における最低所要自己資本が示す水準を十分に上回る自己資本水準で活動することを選択していること、を明示的に認識している。すなわち、第二の柱には、国際的に活動する銀行は第一の柱の最低所要自己資本以上の水準で活動するべきであるという当委員会の**期待**が表明されている。この原則は自己資本合意全体にとって非常に重要であり、第二の柱は如何にしてこの原則が達成されるかについて相当な柔軟性を与えている。

第二の柱は、CP3 に述べられた原則を満たすにあたって各国が採り得るアプローチは様々であることを明確に認めている。例えば、幾つかの事例では、第二の柱で取り扱われている事柄の一部について、現状において、より定式化されたアプローチないし規制を適用している国もある。当委員会は、こうした状況は存続すると考えており、バーゼル合意の最低水準を上回る定式的な所要自己資本を賦課することは常に各国の自由である旨明示的に認めている。第二の柱を充足するにあたって重要なことは、自己資本合意の統合的な適用を促進するために、そうした様々なアプローチについて監督当局間で情報を共有することであり、これは AIG の使命である。事実、こうした観点からは、むしろ第二の柱が導入されたことによって、そうした相違について理解を深めるプロセスが始動したと言える。また、第二の柱は、監督当局間の情報交換と協力の強化、ならびに監督実務の更なる収斂を促進することになる。しかし当委員会は、アプローチや結果が各国間で完全に統一されることは期待していない。

当委員会はまた、ある種のリスクを取り扱うにあたっては適度な柔軟性が必要であり、それ故に、そうしたリスクが第一の柱ではなく第二の柱に組み入れられたのであるという点に注意を喚起しておきたい。従って、これらのリスクをバーゼル合意の枠組の他所へ組み替えることを提案するコメントも一部あったものの、当委員会は、現段階においてこれは賢明でないと考える。

第二の柱のクロスボーダー実施という特定の論点には、2003年8月に当委員会が公表した「新 BIS 規制のクロスボーダー実施に係る基本原則」が適用される。一般論として、新合意の実施は、国内銀行の規制に係る各国監督当局の法的責任や、連結ベースの監督に関してバーゼル委員会が既に設けている取決めを変更するものではない。但し、基本原則に示されているとおり、第二の柱の下での評価に関するクロスボーダーの責任という問題は、母国当局と現地当局が二国間の協力に基づいて対処すべき分野の典型である。

最後に、第二の柱を如何に運営するかについては、実務的な課題が多々ある。AIGではこれまでこれらの課題をかなり大きく取り上げており、とりわけ各国の実施アプローチがより明確になっていく中で、こうした作業は今後も続けられるであろう。当委員会は、対応すべき課題を具体的に把握するため、今後もアプローチの類似点と相違点を定期的に検証し続ける。また、そうした課題について、業界、他の監督当局、およびその他の利害関係者との間で更なる対話を行うことを歓迎する。